フランス思春期文学に対する規制と批判の変遷

----「検閲と自己検閲」議論の背景の読み解き-----伊藤 敬佑

はじめに

フランスの思春期文学、つまり児童文学と大人向けの文学との間に存在する分野は、主にヤングアダルト文学と呼ばれる日本のそれとは、現状が異なる。まず出版点数が多く、書店でも専用の棚が置かれ、市場は活況を呈している。なにより、このジャンルに関する議論が活発で、時にはこのジャンルの専門家たちの外部からの批判により、激しい論争に発展することも少なからずある。フランスの思春期文学と日本のヤングアダルト文学は、いずれもアメリカの状況を横目に見つつ、時に影響を受けながら成立してきたが、現在、社会における位置付けには、大きな差異がある。

筆者は、その差異の背景には、そもそも、大人でも子どもでもない中間の存在にどのような文学作品を届けるべきかという、思春期文学観(ヤングアダルト文学観)の差異が横たわっていると考え、フランスにおける思春期文学観を捉えるべく、このジャンルの動向と、それを取り巻く言説の分析を行ってきた。現在のところ、出版動向の面では、1960年代後半のジャンルの誕生から1980年代前半までを第1期、その後2000年ごろまでを第2期、その後現在までを第3期とし、各期の動向を明らかにした上で、第1期、第2期の思春期文学観を論じている 1 。

そして、残る第3期の思春期文学観を論じるにあたり、この時期の言説の特徴として、「検閲と自己検閲」の議論が頻出する点に注目したい²。「検閲と自己検閲」の論点は、すなわち、思春期の若者に向けて何を書いてはいけないか、何をどこまで書くことが可能かの問いであり、思春期文学観に直結するものだからである。だが、その内容を正しく理解し、読み解くためには、なぜそのような議論が生じ、活発に行われているのかを把握する必要がある。とりわけ、「自己検閲」は、自分の価値観と、それを書いてはいけないかもしれないと思わせる、いわば「外部の視点」との間の葛藤によって生じるが、その「外部の視点」はどのようにして生まれたのだろうか。そこで本稿では、この論点の前史を探りつつ、「外部の視点」が具体化していく経緯を明らかにしたい。

その起点を考える際に重要となるのは、この時期の「検閲と自己検閲」を掲げた議

論が、バンド・デシネの領域 3 と児童図書館員の立場 4 から発せられたのが、いずれも1999年、つまり「若者向け出版物に関する1949年7月16日の法律第49-956号」(以下、1949年7月16日法) 5 の制定50年目だという点である。この法は、時に実効性のある規制となり、フランスの未成年向け出版の領域の外枠を定めてきた。 1 章では、この領域全体を論じる際に重要であるが、日本でほぼ知られていない 6 この法律の、成立過程と規制の概要を示す。

とはいえ、「検閲」だけでなく「自己検閲」を自覚的に論じるようになるには、別の要因がある。冒頭で述べた、専門家以外からの批判、つまり、これまでこのジャンルの本を読んだことがなかった人による、「読んでみたら子どもや若者向けの本がこんなにひどいとは」という、日本でいえば1970年前後に起こった「ジュニア小説論争」「に類する批判である。これらに対する反論を通じ、フランスの思春期文学界は、自分たちが若者に届ける作品を、より自覚的に語るようになったのである。第2章では、1949年7月16日法を下敷きに同時代の作品への批判を行い、この種の議論の端緒を開いた、1985年出版のマリー=クロード・モンショー『書するために書かれたもの』を、第3章では、思春期文学の領域での「検閲と自己検閲」の論点をさらに加速させた、2007年、2008年ごろの「暴力的作品」論争を取り上げ、それらの議論がもたらした視点を読み解きたい。

第1章 1949年7月16日法の規制理念

第1節 法律の成立過程と狙い

では、1949年7月16日法とは、いったいどのような法であり、未成年向け出版物に対してどのような規制を定めているのだろうか。「はじめに」で述べたように、ジャンルとしての思春期文学の成立は1960年代であり、この法が制定されたよりも後のことであるが、まず同法の成立過程から、当初の狙いを確認したい。

未成年向け出版物を法によって規制する議論は、大戦中のレジスタンス活動の帰結として当時隆盛を誇った共産党が、1947年5月に法案を提出したことに始まる。この際の議員提出法案は成立しなかったが、翌年3月に、世論の高まりを受け、基本的な骨格を受け継いだ政府提出法案が提案され、関連委員会での熱心な議論を経て、1949年7月16日に、賛成422票反対181票で可決される⁹。反対していたのは、共産党員とそれに近い議員であったが、反対理由は規制の不十分さ¹⁰であり、若者向け出版物を規制すること自体は、右派左派を問わず、実質的に全会で共有されていたといえる。

この法案の背景として、P.シャルボネルは2つの狙いを指摘している。1つ目は、当時増加傾向にあった少年犯罪や素行不良への対処である。1946年には、1936年の3倍に当たる3万1000人の未成年者が少年裁判所で裁かれ、家庭の不安が増大していた。その原因として有識者たちが挙げたのが、戦争と占領という悲劇と、闇市にはびこる卑劣な行為に依拠するモラル崩壊、そして映画と雑誌の悪影響である¹¹。

2つ目の狙いは、アメリカンコミックスを中心とした外国の出版物の脅威に対する、自国の出版物の保護である。フランスでは、1934年に刊行が始まり、最大40万部近くを売り上げた『ミケ(ミッキー)の雑誌』(1934-1940, 1952-)¹²と、後続する『ロバンソン(ロビンソン)』(1936-1940)、『オップ・ラ』(1937-1940)の、いずれもオペラ・マンディ社の雑誌を筆頭に、大戦前にはすでにアメリカンコミックスを元にした雑誌が市場を席巻していた。戦後においても、例えば、戦争で休止した『ミケの雑誌』の後継として1947年に刊行が始まった『ドナルド』¹³では、フランス芸術家イラストレーター協会会長のアンドレ・ギャラン曰く10作に1作しかフランスの作品がなく、ギャランはフランス人作家、画家が失職の危機にあると主張し、規制を求めた¹⁴。

この2つの狙いのうち、理念が概ね共有されていた前者に対し、後者は議論が紛糾する原因となる。ギャランなどの働き掛けにより、各委員会を通過し、国民議会の第一読会に提出された法案の第14条には、対象出版物の紙面全体の最低75%を、フランス人作家、画家の作品に割り当てるクオータ制が盛り込まれていた。しかし、オペラ・マンディ社のポール・ウィンクラーとその背後にいるアメリカの権利者の反対を受け、この文面は削除される。その後も共産党を中心にクオータ制を盛り込むための議論が続けられたが、法務大臣が削除を擁護する立場に立ったこともあり、法案はクオータ制の文面が削除されたまま、より強い規制を望む共産党などが反対しつつも可決された15。

これを受け、ギャランと、バンド・デシネの「ジグとピュス」シリーズで知られる子ども雑誌画家組合の長アラン・サン=トガンは、書簡の中で「子ども雑誌についての採決に、両組合は深く失望している。外国作品割合の最小化の断念は、フランス人画家にとって大きな不幸である」¹⁶と、クオータ制が不採用になったことへの不満を述べている。また、法案成立後も、少なくとも1950年と1956年に、前者では75%、後者では若干後退した60%のクオータ制の追加が共産党と社会党により提案され、却下されている¹⁷。法案の成立過程と成立後初期において、議論の焦点は、いかに外国産の漫画雑誌、すなわちアメリカンコミックスを規制するかにあったといえる¹⁸。

よって、2つの狙いのうち、若者のモラル悪化の抑止は、それ自体目的であったことは確かであろうが、むしろ誰の目にも否定しがたいその理念を口実として、自国の子ども向け漫画雑誌、つまりは自国の文化を脅かすアメリカンコミックスを規制する

ことこそが、1949年7月16日法の当初の狙いだったのである。

第2節 規制対象とその位置付け

しかし、その後の経過を見ると、確かに当初は、『ターザン』(1946-1953)¹⁹を筆頭としたアメリカンコミックスを掲載する雑誌が規制の対象となったものの、徐々にフランス人のバンド・デシネ作品²⁰や、漫画以外の若者向け雑誌²¹へと、規制の対象が広がっていく。ではなぜ、アメリカンコミックスの規制を目指した法律が、当初の想定を上回って規制対象とする領域を広げ、後々フランスの児童文学・思春期文学に対する批判の論拠となりえたのだろうか。法律の内容を確認しつつ、その余地を示したい。

まず全体像を確認すると、同法は全16条から成り、大半の条項が、1度ないし複数回修正されている。特に2011年5月17日には、全国出版社組合の「青少年グループ」の働き掛けによる法律第2011-525号で、第 $1\sim7$ 条、第11条、第13条、第14条と、過半数の条項が大幅に改定されたが、各条項の取り上げるテーマには変化はない。そのうち、規制対象を定めた第1条は、以下の通りである。

その性質、体裁、対象によって、主として子どもと思春期の若者を対象としていると思われる、いかなる定期刊行物、およびそれ以外の刊行物、さらにそれらに直接付随する補完的な記録メディアと製品は、この法の命じるところに従わなくてはならない。

しかし、教育省の監督下に置かれる公的刊行物および教育的刊行物は除外される。(下線部は2011年に追記。)

まず確認したいのは、雑誌などの定期刊行物と、単行本などそれ以外の出版物が、いずれも同一の法で規制されている点である。これにより、当初の想定対象であった 漫画雑誌だけでなく、出版物全般に対しての規制へと広がり、後々の議論の前提となった。

もう1つ、文学作品の批判に用いられた背景とは直結しないものの、この法律の重要な点である、出版物の対象となる年齢層を確認したい。法律名では「若者(jeunesse)」という呼称だったのに対し、第1条では「子ども(enfants)」と「思春期の若者(adolescents)」と、言い換えられている。さらに、後述する第2条では若干文脈が異なるものの「子ども期(enfance)と若者(jeunesse)」が用いられ、第3条では、条項で定められる監視統制委員会の正式名称には「子ども期(enfance)と思春期(adolescence)」が用いられる一方、監視統制委員会の構成員としては「若者

(jeunesse)を対象とする出版物の編集者」が指名されている。また、出版物の輸入に関する第13条でも、再び法律名を踏襲する形で「若者 (jeunesse)」の表現が用いられる。

それら5単語の語義を整理すると、まず、人生における段階とその段階を生きる実際の人を指す言葉の組み合わせとして、段階が早い方から順に「enfance/enfant」と「adolescence/adolescent」の2組がある。そこに、人生段階と人をいずれも指すことができ、かつ「enfance/enfant」と「adolescence/adolescent」のいずれも含まれうる、包括的かつ曖昧な単語である「jeunesse」が加わっている。しかし、これらはいずれも、単語の指し示す年齢範囲が明確に定まるものではない。一方、第14条で定められる、ポルノなど大人向けの出版物の譲渡や販売を禁じる対象は、「18歳未満の未成年者(mineur de dix-huit ans) 22 」と、明確に年齢で区切られている。そのため、法律名にある「若者(jeunesse)」をはじめ、規制される出版物の対象者は18歳未満であり、言い換えられている単語は、どれもそれを指していると考えられる 23 。

しかし、これらが単なる言い換えだとしても、その言い換えにある種の制限があることは見逃せない。「mineur」や法律名にある「jeunesse」は単独で使われうるのに対し、それを細分化する「enfance/enfant」と「adolescence/adolescent」は、単独で使われることはない。それは、いくどかの改定を経た現在に至るまで共通している。つまり、この法律は、子どもと思春期という言葉を使用しているものの、それらを区別し、そこに年齢段階に基づいた階差的な規制(レーティング)を導入するような発想は、含んでいないのである。この点を、思春期文学における「検閲と自己検閲」の議論を考える上で押さえておきたい。

第3節 規制内容とその変遷

次に、法律の基幹となる、規制される出版内容を定めた第2条に移る。この条項の変遷だが、1949年7月16日法が定められた後、1954年11月29日と2010年7月9日に行われた若干の追記を経て、2011年5月の大改定時には大幅な改定が施されている。以下、2011年改定版を新第2条、それ以前のものすべてを旧第2条とし、本稿で論じる時期に示されていた旧第2条を中心に、その内容を論じたい。まず、条文は以下の通りである。

第1条の対象となる出版物は、強盗、嘘、窃盗、怠惰、卑怯、憎悪、放蕩、あるいは重軽罪と規定されるあらゆる行為、もしくは子どもや若者を堕落させる性質や、人種差別的、性差別的偏見を吹き込み、保持させる性質のあらゆる行為を

好ましいものとして描く、いかなる絵、物語、時評、欄、掲載物を含んではならない。

それらの出版物は、子どもや若者を堕落させる性質の出版物の、いかなる広告や告知を含んではならない。(実線部は1954年、点線部は2010年に追記。)

旧第2条は2つの段落に分かれ、前段では対象となる出版物そのものについて、後段では、事実上、対象出版物における対象外の大人向け出版物の広告や告知についての規定がされている。前段は、規制される表現方法と表現内容の、さらに2つのレベルに分けられ、前者としては「絵、物語、時評、欄、掲載物」が挙げられる。そして、絵や物語という具体的な表現方法から、第1条で挙げた定期刊行物と関連する、欄や掲載物という抽象的な方法へと移っており、実質的にどのような表現方法でも範囲に含めうる書き方である。

一方、表現内容も大きく2種類、ないし3種類に分けられる。まず、「強盗、嘘、窃盗、怠惰、卑怯、憎悪、放蕩、あるいは重軽罪と規定されるあらゆる行為」、次に「子どもや若者を堕落させる性質」のあらゆる行為、そして2段階で追記された「人種差別的(、性差別的)偏見を吹き込み、保持させる性質のあらゆる行為」である。こちらも、1点目の、特に「強盗、嘘、窃盗」や「重軽罪と規定されるあらゆる行為」では、具体的に特定が可能な内容なのに対し、2点目と3点目、特に当初から条文にあった2点目で示される行為は、非常に抽象的であり、射程が長い。無論、規制対象となる描写を列挙することは困難であるが、法律の解釈や運用、あるいは作品の解釈次第で規制対象が変わりうる記述になっている。

とはいえ、それら2種類、ないし3種類の行為を描くこと自体を禁止しているわけではなく、禁じられているのはそれらを「好ましいものとして描く」ことである。だがこれも、どのように描くことが好ましく描くことなのか、表現の解釈に大きく依拠する記述になっている。つまり第2条は、おそらくは具体的、個別的に記述することで規制を意図的に回避されることを防ぐためであろうが、解釈次第によって適用される範囲が変動しうる、曖昧な表現に終始している。条文自体に、後々の議論の火種は内包されていたといえるだろう。

さらに、その曖昧さの中で特に着目するべきは、 2 度繰り返され、なおかつ新第 2 条でも残存する 24 、「子どもや若者を堕落させる(démoraliser)性質」である。この表現からは、子どもや若者にとってのあるべき「モラル(morale)」が想定され、それを損なう表現を規制することにより、彼らの「道徳化(moralisation)」を図ろうという、当初の 1 つ目の狙いに即した機制が読み取れる。実際、バンド・デシネ研究の中では、ティエリー・クレパンの『ギャングスターを糾弾する!: 1934年から1954年に

おける、子ども向け雑誌の道徳化』²⁵を筆頭に、この法律をバンド・デシネの「道徳化」の契機と捉えた研究が進展している。やはり、この点がこの法律の核とみて良いだろう。批判者は、ある作品に自分の考える「モラル」に反する表現があれば、それが「子どもや若者を堕落させる性質」を持つものとして、法律を根拠とした批判をすることが可能である。

つまり、1949年7月16日法は、条文の曖昧さに起因する射程の広さによって、アメリカンコミックス掲載雑誌の規制という元々の主目的から、当初は口実の側面が強かった若者のモラル悪化の防止というもう1つの狙いに軸足を移しつつ、解釈者の考える「モラル」から外れた表現に対する批判の根拠となっていったのである。

第2章 児童文学・思春期文学に対する批判の第1波

第1節 マリー=クロード・モンショー『害するために書かれたもの』の概要

それでは、思春期文学で語られる「モラル」とは、いったい何であろうか。第2章では、1949年7月16日法を巻頭に掲げ、フランスの児童文学、思春期文学に対する批判を初めて行った、マリー=クロード・モンショーの『害するために書かれたもの:子どもの文学と体制の転覆』(1985)を取り上げる。

1933年に生まれた著者のモンショーは、同書執筆以前には、フランス各地の子どもを描くシリーズなどの絵本を出版していた。初の評論となる同書は、大学関係者による右翼的組合、ユニオン・ナシオナル・アンテルユニヴェルシテールから出版され、一般に認知されたのも、やはり保守派の日刊紙『フィガロ』に掲載された紹介記事であることで²⁶、保守派から見た、「体制の転覆」を図る子どもの文学への批判という文脈で捉えられたようである²⁷。

実際、その捉え方は、党派性の有無を保留すれば、概ね正しい。同作の意図は、裏表紙に書かれた作品紹介の、「多くの親たちは、その本が、道徳と社会の観点から非常に有害な考えを伝え、ゆっくりと自覚的に自由主義世界の価値観を破壊していることをまったく理解せずに本を買っている」という1文に集約される。そして、批判を加える具体的なテーマは、3章「盗み、それは良い」から8章「国家を破壊すること、社会を破壊すること」までの章題に端的に現れているように、盗みやドラッグ、性的描写、家庭の秩序破壊、自殺、国家と社会秩序の破壊の描写である。確かに、1949年7月16日法と照らし合わせて考えても、描写の仕方と解釈次第では問題となりうるテーマであることは間違いない。

具体的な批判内容に移る前に、その後の経緯も簡単に述べたい。この著作で名を売ったモンショーは、1987年に同じ組合から、補完的な作品リスト『みんなのために書かれたもの:子どもの文学』28を出版するとともに、自らの意見を継続的に発信するため、「読むべき、避けるべき」という欄を持つ、親向けの書評誌『君は読むの?』29を、1987年から1989年にかけて10号まで出版する。また、同誌が金銭的理由で廃刊してからも、『ミニュット』誌で書評活動を続けた30。彼女の基本姿勢は、この著作への反発を受けても揺るがなかったようであり、一定の需要があり続けたことがうかがえる。

さらに、彼女の主張は、具体的な影響となって現れる。翌1986年に、モンショーの主張に影響を受けた、パリ郊外の町モンフェルメイユの町長とパリ市16区の区議会議員により、それぞれの町の公共図書館における検閲が試みられたのである。これに対し、児童文学、思春期文学の専門家からは、フランス国立図書館の紀要には書評という形でモンショーへの批判が掲載され³¹、後述する雑誌『読みたい!』では、彼女の名前は出さないものの1949年7月16日法を巻頭に掲げた「批判と検閲」という特集がされるなど³²、彼女の主張とそれが巻き起こした運動に対する反発が起こり、議論を巻き起こした³³。こうして、モンショーの名前は悪しき記憶としてこのジャンルの専門家に刻まれ、現在に至るまで、検閲や、一般社会における児童文学の位置付けを語る際に必ず言及される、重要な出来事となっている。

第2節 批判内容と手法

では、なぜ『害するために書かれたもの』はそこまでの影響力を持ちえたのだろうか。次に批判の内容を確認したい。同書は、上述の盗みなどのテーマを、テーマごとにそれぞれ10冊以上、翻訳とフランス作品を取り混ぜつつ、絵本から第1期の思春期向けレーベルまで幅広いタイトルを挙げ、特に問題視する作品についてはかなりの分量を引用しつつ、具体的に問題箇所を指摘して批判している。その批判の妥当性については、扱う作品が多く、かつ現在では手に入りにくいものが多いため、すべてを検証することは難しいが、論が行き来する点、これ以上は自明とばかりに切り捨てる箇所が見受けられる点、なにより引用の手法が一定でない点など、評論の技術面での問題は少なからずあるものの、その例証の豊富さから、一定の説得力を備えているように思われる。

例として、盗みを肯定的に描いていると主張する第3章を見てみたい。まずモンショーは、家出した9歳の少年が犯罪者と隠れ家で暮らす、ドイツ人作家リュディガー・シュトイーの『泥棒 XY』34を取り上げる。そして、家出のきっかけとなった両

親に順々にビンタをされる場面を、1ページの全体を引用しつつ取り上げ、あえて1コマずつの挿絵が入り、背中が映り表情が見えない親たちと、殴られた主人公の顔が歪む様を描写している点を、「心理的外傷を与えすらするものである」35と指摘する。そのために、家出と犯罪者との出会いが良いものとして描かれているという分析は、的を外れたものではないだろう。両親を「堪え難く抑圧的な」36存在として描く一方、犯罪者を唯一の好感を持てる大人と描く手腕を、モンショーは批判の俎上に載せている。

さらに、子どもが窃盗を働く作品³⁷では、窃盗者が『泥棒 XY』同様貧困などによって社会の周縁に追いやられた者たちであることから、「若いアンチ・ヒーローの行動の理由を、公的権力や不幸な幼少期に責任転嫁し、窃盗を正当化している」³⁸と非難する。とりわけ、やはりドイツ作品の『盗んだね、ジョシャン』³⁹では、盗みに対して良心の呵責を感じず、盗みがエスカレートしていく主人公の姿を引用しつつ、以下のように述べる。

なぜならば、ジョシャンは自分が14歳になっていないこと、「責任を負わされないこと」をよく知っていた。[中略]彼が逮捕されることになる時、読者は、彼の不当な暴力的感情を共有するだろう。なぜならば、この本の中で、大人たちは無気力であり、子ども、つまりジョシャンは思いやりがあり、すべてが、彼には責任がないと判断するように描かれるからである。そうではなく、被害者なのだと。大人たちの被害者なのだと。いつでも。40

この後も他作品への分析は続くが、この引用部分に、モンショーの窃盗描写に対する批判が集約されている。つまり、作中の子どもたちに窃盗という悪事をさせているにもかかわらず、何らかの救済されるべき理由を描くことにより、それを悪いことだと描いていないこと、そしてその責任転嫁の先として、本来信頼できる存在として描くべき親をはじめとした大人や社会を、不信の対象として描くことである。この批判の構図は、次章以降での他テーマに対する批判においても、ほぼ共通したフォーマットになっている。モンショーにとって、これらの作品は、子どもを悪事に扇動するのみならず、社会の価値観への疑惑を深めさせて「体制の転覆」を図る、看過しがたいものなのである。

この批判に対しては、特に、子どもの読書活動を、良く描かれた人には共感し、悪く描かれた人には反感を抱くという、ある種単純化しすぎた構図で捉えている点に、 反駁を加えうる。この部分の機制について十分に述べていない、あるいは自明とみな している点は、同書の理論的不足点である。しかしそれでもなお、「子ども読者が、 同じことを繰り返す本を10冊、12冊、14冊、20冊と読んだならば。つまり、自分のような子どもは、自分と同じ年の、同じように生きている、あるいはとても近い生き方をしている子どもは、[中略] 盗みをしても、ちゃんと理由があって、それにみんなやっているなら、責任を問われないのだと。それが、深く打ち込まれた釘のように、なんども説明されることなのだ」 41 という形で表明される影響への懸念は、確かに拭いがたい。とりわけ、子どもを持つ親世代には、当時根強く存在した子ども・若者向けメディア批判の文脈 42 もあったため、実際に取り上げる作品数も相まって、それこそ釘を打ち込まれるかのごとく、深く刺さったのではないだろうか。

第3節 『害するために書かれたもの』の特色

一方、児童文学を取り巻く専門家たちには、この本はどう受け止められたのだろうか。確かに批判の熱量は多いが、当然それまでにも存在した児童文学・思春期文学への批判の中で、なぜこの著作が後々まで語り継がれるほどの大きな影響を与えたのだろうか。

その点を考える際に、この著作の批判の特徴が浮かび上がる。それは、批判の矛先が、普通の場合そうである作品や作者、出版社だけでなく、作品を媒介する、児童図書館員や、とりわけ批評者にも向けられたことにある。後者には、雑誌『読みたい!』を運営し、1995年には第5回国際グリム賞を受賞した、フランスを代表する児童文学研究者ドニーズ・エスカルピを筆頭に、当時精力的に思春期文学の批評を行っていたポール・リドスキーや、同じ1985年に『あなたたちの子どもたちの本、それについて話そう!』43を出版した評論家のベルナール・エパンといった、そうそうたる面々が並ぶ。彼らの個々の作品に対する言及を、作品同様に長く引用しつつ、批判を加えるのである。

例として、ドニーズ・エスカルピに対する批判を見てみたい。まず、エスカルピ自身の雑誌『読みたい!』での、上述の『泥棒 XY』の書評を引用し、「ここからは、悪人と向き合った時の好意的な雰囲気についてのコメントと、家族に対する反乱以上のことは何もえられない」 44 と述べ、「高度に専門的な雑誌」 45 が、自分の指摘した問題点に言及しない、あるいは気がつかないことを皮肉る。さらに、ドラッグをテーマとした4章でも、『太陽とともに死ぬ彼ら』 46 に対する書評で、主人公アレックスが殺されたことには触れつつも、「確かにアレックスは殺されたが、それは彼が隣人を殺したからで、隣人はアレックスの犬を殺し、その犬は隣人のニワトリを食べてしまったのだった」 47 という殺された理由と、「アレックスもまた、黒人を1人殺害し、警官を1人傷つけていた」 48 ことにも言及がないことを指摘する。さらに、ほかの論者につ

いても、作中で明白にドラッグを使用しているにもかかわらず、そのことを書評で指摘しないのは不誠実であると批判を重ねる。

つまり、モンショーは、自分の目にはかくも明白な作品の危険な部分を、気がつかない専門家たちの能力不足、あるいはむしろ、気がついていながらそれを意図的に隠して作品を薦めようとする姿勢を、作品を強く批判するのと同等に、強く問題視している。とはいえ、「書評」である以上、作品のすべてを述べるわけにはいかないし、戦略的に伏せる部分もあるだろう。その意味では、モンショーの批判は、割り引いて受け止める必要がある。それでもなお、「専門家」たちとモンショーの、作品から切り出そうとする側面の相違からは、第二次世界大戦後に児童文学や思春期文学を専門的に取り上げる雑誌が生まれ、その中で論が深まるうちに、「児童文学界」とその外側とで、このジャンルに対する認識のギャップが広がっていった可能性を読み取れる。ならば、モンショーによる批判は、内側を向いてしまった「児童文学界」に、妥当性はさておき、外からどう見えるかを意識するきっかけにはなっただろう。それが後々の「検閲と自己検閲」を考える際の、「外部の視点」へとつながっていくように思える。

第3章 「暴力的」思春期文学批判

第1節 「暴力的」思春期文学批判と批判された作品群

最後に、2007年から2008年にかけて、ある新聞記事による問題提起をきっかけに起こった、「暴力的」な思春期文学作品に関する議論を取り上げる。この議論もまた、世間一般の関心を呼び、幅広く寄せられた疑問や批判に対し、専門家たちが反論するという構図になっている。まずは、その経緯を確認したい。

きっかけとなった記事は、パリ郊外のモントルイユで毎年恒例の児童書見本市が行われていた最中の2007年11月29日に、『ル・モンド』紙上の児童書見本市特集に掲載された、「本当に若いわけではない年齢:不満、自殺、病気、強姦… なぜ思春期を対象にした本はこれほどまでにノワールなのか」49である。この記事では、主に記号学者マリエット・ダリグランの言葉を引用しつつ、現在の思春期文学には、自殺、病気、死、強姦といった「ノワールさ」が非常に多いと指摘し、その年の3月に創設されたばかりの、アクト・シュッド・ジュニア社の思春期向けレーベル「ただ1つの声で」50を例に出し、「出版社たちが今日、ノワールさと負のセンセーションのエスカレートの中にいるため」51、「暗く、ひいては退廃的な作品世界の中で、多くの場合は

絶望した若者の声 |52を描いていると主張した。

当時の状況を確認すると、拙稿で述べた通り、1998年ないし2000年に創設された、ルエルグ社のレーベル「ドアド」⁵³を皮切りに、2000年代には、若者の薬物使用や暴力、殺人などの犯罪を描く「ノワール」作品が、数を増やしていた⁵⁴。とりわけ、この記事の前年の2006年には、この話題で頻繁に言及される、初のノワール専門サブレーベルである「ドアド・ノワール」の第1巻、ギヨーム・ゲロの『獲物にはならない』⁵⁵が、記事の直後の2008年1月には、同様に言及されることの多い、アントワーヌ・ドルの『私は死んできた』⁵⁶が出版されるなど、この種の作品が目立つ時期であった。

とはいえ、確かにノワール作品が目立つことは事実であるが、それらの作品をどのように評価するかはまた別である。この記事には、すぐさま、名指しされたレーベル「ただ1つの声で」の編集者ジャンヌ・ベナムールとクレール・ダヴィッドなどから反論が届き、『ル・モンド』紙はほぼ1ヶ月後の2007年12月20日に、それを紹介する記事「異議を唱えられた、児童書のノワールさ」⁵⁷を掲載する。さらに、『リベラシオン』紙に児童書店員による反論「退廃的文学、本当に?」⁵⁸が、児童書専門誌『子どもの本の雑誌』には、議論の状況をまとめる記事「再び議論となる思春期文学」⁵⁹が掲載されたほか、ラジオ局フランス・キュルチュールでは、ダリグランと編集者などによる「思春期文学は退廃的か?」⁶⁰と題された討論会が放送されるなど、ほかのメディアにも論争の舞台は広がる一方、議論の焦点は、このジャンルが思春期の読者にとって悪影響を与えるものであるか否かに集約されていく。

折しも、この時期には、1949年7月16日法の定める規制監督委員会が、エートル社の編集者クリスティアン・ブリュエルと、アクト・シュッド・ジュニア社の編集者ティエリー・マニエに対し複数回警告を発していた。特に2007年11月27日のマニエへの書簡では、ページ数が少なく文字が大きいため、一見7、8歳程度を対象としているかのように思える「ただ1つの声で」の作品に対し、「裏表紙に、推奨最低年齢を掲示すること」と、その下限を15歳とすることを提言している⁶¹。このため、発端の新聞記事では1949年7月16日法への直接的言及はないものの、それに端を発した「暴力的作品」論争は、上述の「再び議論となる思春期文学」が1949年7月16日法に触れるなど、この法と思春期文学の暴力的描写や、第1章で述べたように、同法には含まれていなかった子どもと思春期の区分の論点を取り込んで展開して行った。

第2節 専門家たちの反論

この論争は、とはいえ徐々に下火になり、勃発から1年ほど後に出版された、思春

期文学を専門とする月刊誌『レクチュール・ジューヌ』の2008年12月号の特集「暴力的な小説?」 62 によって、一応の終結を見たようである。次に、その特集での、専門家からの『獲物にはならない』を含め、議論の俎上に載せられた作品に対する、主に擁護的な意見を確認したい。

特集の内容は、『子どもの本の雑誌』の編集主幹であったフランソワーズ・バランジェによる議論の概観に始まり、2008年に『誰が思春期文学を恐れるのか?』⁶³を出版した心理学者アニー・ロランへのインタビュー記事と精神分析学者ブノワ・ヴィロールの記事、「ただ1つの声で」のクレール・ダヴィッドや、「ドアド」のシルヴィ・グラシアなど、批判の対象となっているレーベルの編集者たちと、批判されたイギリス人作者アン・カシディに対するインタビュー記事が続く。最後に、これらの作品が実際に読まれているのか、図書館の貸出記録の調査記事と、高校生3人に対するインタビュー記事が掲載されている。

では、一連の議論における批判の焦点である、作品に描かれた「ノワール」な内容が若者読者を害する危険性に対し、どのような擁護が行われたのだろうか。まず、ダヴィッドやグラシアら編集者の意見は、文学作品を読むことが即それに影響されることにつながるという意見に対する反論として、「自分たちにとって出版するのが正当だと考える文学作品と、暴力の問題をはっきり区別」⁶⁴する立場で一致する。なおかつ、若者読者は影響を受けやすいのではないかという意見に対し、若者読者はフィクションと現実を区別する能力を備えており、「もしその作品が否定しがたい文学的質を備えているのならば、その作品は『危険』ではない」⁶⁵と反論している。

おそらく、この反論の内容自体は、あまり目新しいものではないだろう。この意見表明だけでは、批判者を納得させることは難しいように思える。少なくとも、筆者が試み始めているように、挙げられている作品の、詳細な検討が必要だろう。だが、ここで興味深いのは、「文学的質」という概念を導入しつつ、その質の判断者として、自らをおいているように見える点である。一方、心理学、精神分析学を専門とする2人も、それらと同様の意見を表明しつつ、さらに自らの専門的知見から、暴力的な描写は、若者の自己変容につながる通過儀礼的な役割を持つという、肯定的な側面を指摘している。つまり、いずれも自らの「専門家」としての知見に基づき、議論となっている作品の擁護を試みているのである。

しかしその一方で、図書館の貸し出し状況の調査は、これらの本が若者に継続的に 読まれているわけではなく、むしろ話題になった時期にだけ、おそらく議論に関心を 持った大人に集中的に借りられたことを示唆している⁶⁶。さらに、高校生の読者たち は、性差はあるものの、これらの作品にあまり肯定的な評価を示さず⁶⁷、その調査を 裏付けてしまっている。つまり、暴力的作品に関する議論の果てに、「専門家」の知 見、評価と実際の読者の受容が必ずしも一致しない状況が露わになったのである。

第3節 議論の果ての「検閲と自己検閲|

その点を指摘した上で、仮説的な形ではあるが、ここまでの本稿で確認してきた内容と「検閲と自己検閲」の議論の接続を試みたい。

第1章で述べたように、1949年7月16日法は、規制の内容が曖昧さを含み、条文や作品の解釈によって規制するべき対象が異なりうるものであった。そこで、誰がそれを解釈するのかが問題となる。そして、この法に基づく初の児童文学、思春期文学への批判であった『害するために書かれたもの』は、単に作品を批判するだけでなく、それを批評、紹介する専門家への批判を加えたことで、専門家たちの「児童文学界」だけが、解釈を行う特権的立場ではないことが示されてしまう。こうして、「児童文学界」では、自分たちの内部だけの議論、視点だけではなく、外側からどのように見られているのかを意識する必要が高まったのではないかと考えられる。

その一方で、作品と専門家に並行して加えられた批判は、それまで作り手の作者や 出版社と、それを受容する側の図書館員や批評家たちの間にあったはずの境界を無化 し、「児童文学界」としていっしょくたにするものだったといえる。これが、「検閲と 自己検閲」の議論が、単に作り手個々人にとどまらず、ジャンル全体で共有されるも のとして議論される遠因となったのではないだろうか。

さらに、第3章で提示してきた、思春期文学における「暴力的作品」の議論は、自らの専門的知見によって解釈と評価を試みる専門家集団と、若者読者を含むその外側との乖離が広がったことを示唆している。こうして、「検閲」対象として際どい内容を含む際、自分たちの信じる価値基準と、「外部の視点」による評価の乖離が広がったことで、「自己検閲」の必要性をより高めたのではないかと考えられる。これらの点を踏まえながら、「検閲と自己検閲」の議論を読み解く必要があるだろう。

おわりに

ここまで、フランスの未成年向け出発物に対する規制法を出発点に、それに絡めて 行われた批判を読み解きながら、現在フランス思春期文学で議論されている「検閲と 自己検閲」の論点を理解するための前提を整理してきた。

本稿は、「検閲と自己検閲」の論点を読み解くための準備稿的な役割を持つが、その一方で、出版文化全般に関わる状況を素描するという意義もある。とりわけ、1949

年7月16日法に関連する議論は、我が国での青少年保護条例やそれと関連する悪書追 放運動と比較する対象としても興味深く、それを紹介したという意義も持つだろう。

今後、継続して「検閲と自己検閲」の議論を読み解き、現在のフランスにおける思 春期文学観、つまり、何を思春期の若者に向けて書くことが可能なのかという問いを 深めたい。

注

- 1 伊藤敬佑「1970年代フランスにおける思春期観・思春期文学観 ——出版理念と 批評言説の比較対照を通じて——」『白百合女子大学児童文化研究センター研究 論文集』白百合女子大学児童文化研究センター、第17号、2014年、pp.19-49.
 - ――「1980年代、1990年代フランスにおける思春期文学観――『鏡小説』と『通 過儀礼小説』――」『白百合女子大学児童文化研究センター研究論文集』白百合 女子大学児童文化研究センター、第18号、2015年、pp.29-49.
 - ――「フランス思春期文学における『鏡小説』概念の検討」『日本フランス語フランス文学会関東支部論集』日本フランス語フランス文学会、第24号、2016年、pp.119-133.
 - ――「21世紀のフランス思春期文学の実情と傾向」『白百合女子大学児童文化研究センター研究論文集』白百合女子大学児童文化研究センター、第20号、2017年、pp.141-161.
- 2 DELBRASSINE, Daniel, « Censure et autocensure dans le roman pour la jeunesse », *Parole*, n°8, 2008, pp.8-11.
 - « (Auto) censure », Lecture Jeune, n°155, 2015など。
- 3 CRÉPIN, Thierry et GROENSTEEN, Thierry (dir.), On tue à chaque page !, Éditions du temps/musée de la Bande dessinée, 1999.
- 4 VÉRONIQUE, Soulé, « Censures et autocensures: Autour du livre de jeunesse », Bulletin des bibliothèques de France, t.44, n°3, 1999, pp.44-48. なお、より先駆的なものとしては、後述する『害するために書かれたもの』とそれに続く図書館での検閲への反応として掲載された、ESCARPIT, Robert, « Censure et autocensure » (Nous voulons lire!, n°69, 70, 1987, pp.16-17) がある。
- 5 Loi n°49-956 du 16 juillet 1949 sur les publications destinées à la jeunesse なお、法律はフランス政府による *Legifrance.gouv.fr.* を参照し、拙訳した(https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=E977867C223354239656DD6A5

- 7678E87.tplgfr32s_2?cidTexte=JORFTEXT000000878175&dateTexte=20110518, 2018年9月25日参照)。
- 6 拙稿「21世紀のフランス思春期文学の実情と傾向」(pp.154-155) で1度触れたほか、管見の限りでは、内閣府による調査報告(「フランス・韓国における有害環境への法規制及び非行防止対策等に関する実態調査研究」内閣府、2015年。(http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikou/h26/index.html, 2018年9月25日参照))と、私市保彦(『フランスの子どもの本:「眠りの森の美女」から「星の王子さま」へ』白水社、2001年、pp.207-208)と古永真一(『BD:第九の芸術』未知谷、2010年、pp.96-97)による、主にアメリカ産の、マンガ批判の文脈での簡潔な言及にとどまる。
- 7 伊藤敬佑、「日本における『ヤングアダルト文学』の誕生期 ——アメリカ起源説の相対化の試みとして——」(『Halcyon』世界子ども学研究会、第5号、2015年、pp.46-77)も参照のこと。
- 8 MONCHAUX, Marie-Claude, Écrits pour nuire: Littérature enfantine et Subversion, Union nationale inter-universitaire, 1985.
- 9 CHARBONNEL, P., « Comment a été votée la loi du 16 juillet 1949 », *Enfance*, t.6, n°5, 1953, pp.433-434.
- 10 反対の理由は、後段に記したクオータ制が導入されなかったことと、大戦時に対 独協力的な出版を行った出版社に対し、子ども向け雑誌の出版を禁じる修正案が 認められなかったことである。
- 11 CARBONNEL, P., op. cit., pp.434-435.
- 12 TRAMSON, Jacques, « Le Journal de Mickey », NIÈRES-CHEVREL, Isabelle et PERROT, Jean (dir.), *Dictionnaire du livre de jeunesse*, Éditions du Cercle de la Librairie, 2013, pp.544-545.
- 13 正式名称は、*Hardi présente Donald* であるが、これは1937年に22号だけ出版され、『レパタン』に吸収された雑誌 *Hardi*(『がんばれ!』)の名称を受け継いだようである。
- 14 CARBONNEL, P., op. cit., p.435.
- 15 *Ibid.*, p.436. ただし、第13条により、第2条の規定外となる外国出版物の、フランスでの輸入販売及び無料頒布は禁止されており、フランスの出版物と同等の規制はかけられている。
- 16 *Ibid.*, p.435.
- 17 GROENSTEEN, Thierry, « la mise en cause de paul winkler », in CRÉPIN,

Thierry et GROENSTEEN, Thierry (dir.), On tue à chaque page !, Éditions du temps/musée de la Bande dessinée, 1999, p.59.

- 18 なお、古永は「この法案にはアメリカ文化の過剰な流入を規制する条項もあった。[中略] これにより雑誌に掲載されるアメコミの比率が制限され、それを守らなかったマンガ雑誌『ドナルド』は [中略] 廃刊に追い込まれた。」(古永、前掲書、p.97)と、クオータ制が採用されたように述べているが、そのような社会的圧力が存在したことは否定できないものの、条項自体にはクオータ制が加えられたことはない。『ドナルド』は確かに1953年に廃刊したが、戦前の『ミケの雑誌』に比べて売り上げが伸びなかったことで、1952年に復活した『ミケの雑誌』に一本化されたためである。
- 19 ポール・ウィンクラーのオペラ・マンディ社と並び、このジャンルの代表的出版 社であった、チーノ・デル・ドゥーカのエディション・モンディアル社が出版。 度重なる批判に誌上で反論し、法が定める監視統制委員会の勧告に対しては拒 否の姿勢を示したが、1953年に、同社の出版していた別雑誌『アンテレピッド』 (1948-1962) と統合する形で姿を消した。
- 20 ピエール・ムショの『乱暴者ビッグ・ビル』に対し、暴力的な描写がされている として監視統制委員会が1954年に告訴を行い、1961年にこの法による唯一の有罪 判決が下された(CRÉPIN, Thierry et CRÉTOIS, Anne, « La presse et la loi de 1949, entre censure et autocensure », *Le Temps des médias*, n°1, 2003, p.59)。
- 21 1962年に、同名のラジオ番組の人気を受けて創刊された、音楽などを中心とした 若者向けポップカルチャー誌『サリュ・レ・コパン!』(1962-2006) と、その兄 弟誌が「享楽的で節操のない生き方への関心を高める」として、批判にさらされ た (*Ibid.*, p.60)。
- 22 2011年5月の改定で、「18歳未満の (de dix-huit ans)」の記述が削除された。
- 23 注 6 で挙げた内閣府の調査の、「序章 各国の青少年保護の基本的な考え方 1. フランス (1)青少年の定義」(http://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu/hikou/h26/0_02. html, 2018年9月25日参照) も参照のこと。
- 24 旧第2条同様2段落に分かれ、後段は共通するため、この表現が残されている。 なお、前段は以下の通りに修正されたが、内容は別稿で詳しく検討したい。

第1条に記載された出版物は、ポルノ的性質による、あるいは特定の個人 や複数名の集団に対する差別や憎悪、人間の尊厳の侵害、麻薬や向精神薬の 使用・所持・売買、暴力、重軽罪と規定されるあらゆる行為と、子どもや若 者の身体的、精神的、道徳的成熟を害する性質を持つあらゆる行為を煽動し うる、若者にとっての危険を描くいかなる内容を含んではならない。

- 25 CRÉPIN, Thierry, *Haro sur le gangster !: La moralisation de la presse enfantine*, 1934-1954. CNRS Éditions. 2001.
- 26 FIEVEZ, Alain, « Gaillard, Monchaux et Rowling », Citrouille, n°32, 1999, p.30.
- 27 およそ10年後の1996年に、『子どものための本の雑誌』の読者投稿欄で、児童図書館員によって批判的な文脈で「極右」と名指しされたことからもその捉え方がうかがえる(CHALEYSSIN, Carole, « Courrier des lecteurs », La revue des livres pour enfants, n°170, 1996, pp.99-100)。なお、モンショー自身は、「私はまた『極右』だと紹介されたが、私はいかなる党にも属していない。」と反論している(MONCHAUX, Marie-Claude, « Courrier des lectures: droit de Réponse », La revue des livres pour enfants, n°173, 1997, p.116)。
- 28 MONCHAUX, Marie-Claude, Écrits pour tous : littérature enfantine, Union nationale inter-universitaire, 1987.
- 29 MONCHAUX, Marie-Claude, Liras-tu?, n°1-n°10, Le Sang de la terre, 1987-1989.
- 30 RIVES, Caroline, « Les revues critiques de littérature de jeunesse comme médiateurs », *Pratiques : linguistique*, *littérature*, *didactique*, n°88, 1995, p.15.
- 31 BOULBET, Geneviève, « Marie-Claude Monchaux « ÉCRITS POUR NUIRE: LITTÉRATURE ENFANTINE ET SUBVERSION » », Bulletin des bibliothèques de France, t.32, n°2, 1987, pp.172-174.
 その後、モンショーの反論(MONCHAUX, Marie-Claude, « ÉCRITS POUR NUIRE: réponse », Bulletin des bibliothèques de France, t.32, n°6, 1987, p.558)も掲載された。
- 32 Nous voulons lire ?, n°69, 70, 1987.
- 33 FIEVEZ, Alain, op. cit., p.30.
- 34 STOYE, Rüdiger, Le voleur XY, L'École des loisirs, 1975.
- 35 MONCHAUX, Marie-Claude, op. cit., p.16.
- 36 *Ibid*.
- 37 MEYNIER, Yvonne, *Un cambriolage pour rire*, Magnard, 1980. MENAIS, Bruno, *La vigne de Nanterre*, Casterman, 1980.
- 38 MONCHAUX, Marie-Claude, op. cit., p.26.
- 39 NOACK, Hans Georg, Tu as volé Jochen, Éditions de l'Amitié, 1974.
- 40 MONCHAUX, Marie-Claude, op. cit., p.30.
- 41 Ibid.
- 42 注21で述べた『サリュ・レ・コパン!』 などのポップカルチャー誌への批判や、 1989年に出版されたセゴレーヌ・ロワイヤルの書籍 (Royal, Ségolène, *Le ras-le-bol des bébés zappeurs*, Robert Laffont, 1989) を筆頭とした、日本アニメ批判が

- 挙げられる。
- 43 ÉPIN, Bernard, *Les Livres de vos enfants, parlons-en!*, Éditions Messidor/La Farandole. 1985.
- 44 MONCHAUX, Marie-Claude, op. cit., p.20.
- 45 Ibid.
- 46 LARROQUE, Anne-Marie, Ceux qui meurent avec le soleil, Éditions G.P., 1977.
- 47 MONCHAUX, Marie-Claude, op. cit., p.47.
- 48 *Ibid*.
- 49 FAURE, Marion, « Un âge vraiment pas tendre: Mal-être, suicide, maladie, viol... Pourquoi les livres destinés aux adolescents sont-ils si noirs? », *Le Monde*, 29/11/2007 (https://www.lemonde.fr/livres/article/2007/11/29/un-age-vraiment-pas-tendre_983787_3260.html, 2018年 9 月25日参照).
- 50 具体的な作品は以下の通り。なお、この後この件に関する言及の中では、後2者 にのみ言及されることが多く、ワジディ・ムアワッドに触れられることは管見の 限りない。

MOUAWAD, Wajdi, *Un obus dans le cœur*, Actes Sud Junior, 2007. LINDROTH, Malin, *Quand les trains passent...*, Actes Sud Junior, 2007. ZAMBON, Catherine, *Kaina-Marseille*, Actes Sud Junior, 2007.

- 51 FAURE, Marion, op. cit.
- 52 *Ibid*.
- 53 拙稿「21世紀のフランス思春期文学の実情と傾向」との繰り返しになるが、「ドアド」は初めて1949年7月16日法のコントロール化に入らないことを選択した思春期向けレーベルである。また、『私は死んできた』を出版しているサルバカンヌ社の「エクスプリム」(2006-)も、同様に同法のコントロール下にない。
- 54 拙稿「21世紀のフランス思春期文学の実情と傾向」も参照のこと。
- 55 GUÉRAUD, Guillaume, Je mourrai pas gibier, Le Rouergue, 2006. 高校生の主人公が、兄の結婚式の際に、兄と姉、花嫁を含む 5 名を殺害するとい う衝撃的な同作については、拙稿「『若者の殺人』を描くフランス作品から『ちゅ うぶらりん』を考える」『児童文学評論研究会500回記念 児童文学・21世紀を読 む』(児童文学評論研究会、2018年、pp.56-59) で紹介した。
- 56 DOLE, Antoine, Je reviens de mourir, Sabarcane, 2008.
- 57 NOIVILLE, Florence, « Le noirceur contestée des livres de jeunesse: Des éditeurs répondent à notre enquête », *Le Monde*, 20/12/2007 (https://www.lemonde.fr/livres/article/2007/12/20/la-noirceur-contestee-des-livres-de-jeunesse_991706_3260.

- html, 2018年9月25日参照).
- 58 ROGUET, Simon, « Littérature malsaine, vraiment ? », *Libération*, 21/12/2007 (http://livres.blogs.liberation.fr/2007/12/21/littrature-mals/, 2018年 9 月25日参照).
- 59 LORANT-JOLLY, Annick, « La littérature pour adolescents à nouveau en débat », La revue des livres pour enfants, n°239, 2008, pp.144-146.
- 60 « La littérature pour adolescents est-elle "malsaine"? », Du grain à moudre, France culture, 21/12/2007 (https://www.franceculture.fr/emissions/du-grain-moudre/la-litterature-pour-adolescents-est-elle-malsaine, 2018年9月25日参照). ただし、現在は聞くことができず、概要の記事だけ閲覧可能である。
- 61 DELBRASSINE, Daniel, op. cit., p.10.
- 62 « Des romans violents ? », Lecture Jeune, n°128, 2008, pp.7-30.
- 63 なお、同雑誌のインタビュー記事の中で、2007年にこの問題に関する議論が巻き起こったころにはすでに執筆をほぼ終えており、この議論を反映したものではないと述べている。
- 64 CLERC, Anne, « Points de vue d'éditeurs: Entretiens avec Florence Barrau, Tibo Bérard, Claire David, Sylvie Gracia et Chloé Moncomble », *Lecture Jeune*, n°128, 2008, p.21.
- 65 *Ibid.*, p.20.
- 66 POISSENOT, Claude, « Faire littérature : aux lecteurs absents », *Lecture Jeune*, n°128, 2008, pp.25-27.
- 67 CLERC, Anne, « Des romans violents ? Points de vue d'adolescents: Entretiens avec Florence, Kevin et Paul-Henri », *Lecture Jeune*, n°128, 2008, pp.28-30.